

○財務省告示第二百八十二号

○財務省告示第二百八十二号
国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
により平成二十一年八月三日に買入消却した国債
の名称等を別表のとおり告示する。
平成二十一年八月二十八日
財務大臣 与謝野馨

(別表)

									年動債利 ～・券付 十（国 五変庫	称国 債の 名
						第二十二回		第二十一回	第十一回	記号
二十億円	百億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	六十二億円	十五億円	五億円	総額 額面金額の
九十九円三十二錢	九十九円三十錢	九十九円二十九錢	九十九円二十八錢	九十九円二十七錢	九十九円二十六錢	九十九円二十五錢	九十八円二十錢	九十八円十九錢	九十七円八十一錢	た り の 買 入 価 格

	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
円一千二百二億	二十億円	百一億円	三十億円	五億円	二十五億円	五十億円	三億円
	百二円四十七錢	百二円四五十五錢	百二円四十四錢	百二円四十錢	百二円三十九錢	百二円三十四錢	百二円二十五錢